

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広島市長 松井 一實

市町村名 (市町村コード)	広島市 (34100)
地域名 (地域内農業集落名)	安佐南区  (下相田、中相田、上相田、南部山、鯛之迫、萩原、南高取、北高取、長楽寺、鳴渡場、上組、八敷、岩谷、上奥畑、幟城、奥畑中、奥畑下、芦谷、椎原、大下、瀬戸、三城田、八幡、役神、雲願寺、細坂、新畑、中畑、下向、松宗、大原、天神、寺組、前原、平木、大東、中東、寺谷、幸神、中講、西ヶ城、観音、下城、梶ヶ谷、影浦、中畑、野稻原、中村、大原、上垣内、原垣内、中央、三王原、神原、忠央、竹ノ下、まき原、高浜、郷坂、丹原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の基礎的データ】出典:農林業センサス(2020年)                  総農家数:1,033戸 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合):534人(74.2%)                  認定農業者数:49経営体 認定新規就農者:1経営体 地域の主たる生産品目:水稲、施設葉物野菜</p> <p>① 祇園地区                  地域の農地の9割以上が市街化区域である。                  高度な栽培技術を活かした集約的農業が営まれており、特産の「祇園パセリ」を始め、えだまめやほうれんそう等の葉物野菜を生産している。</p> <p>② 安古市地区                  地域の農地の9割以上が市街化区域である。                  中筋地区では太田川流域の水はけのいい土壌と高度な栽培技術を生かした集約的農業が営まれており、「中筋しゅんぎく」をはじめ、水菜等の葉物野菜を中心に生産している。                  高取地区では、葉物野菜やトマトの生産をする認定農業者と地元直売所の出荷組合が中心的な担い手として農地を活用し、特に特産の「笹木三月子大根」を生産している。</p> <p>③ 佐東地区                  地域の農地の9割以上が市街化区域である。                  川内地区では、高度な栽培技術を活かした集約的農業が営まれている。特に特産の「広島菜」を中心にほうれんそうなどの葉物野菜や、「朝採りきゅうり」、なすなどの果菜類、えだまめを中心に生産されている。                  緑井地区では、葉物野菜やえだまめ、小カブ等が生産されており、主に直売所などに出荷されている。                  八木地区では、露地栽培を中心に葉物野菜、えだまめ、葉玉ねぎ等が生産され、JA直販や直売所に出荷されている。特に「八木の冬どり玉ねぎ」はブランド化に力を入れており、生産力向上に努めている。</p> <p>①、②、③の3地区ともに、品質の良い野菜の産地として知られており、市場からの評価も高い。しかし、生産者の高齢化が課題であり、後継者の支援をするとともに、新たな農業の担い手の確保に努める必要がある。さらに、近年の著しい都市化に伴い、農地の減少や経営環境の悪化等が発生している。</p>
---

④ 沼田地区(伴・大塚)

地域の農地の8割が市街化調整区域等にある農地である。

比較的耕作条件の良い農地では、消費地に近い立地を生かし、直売所向けの生産が行われたり、自家消費や縁故米用の水稻が作付けられている。そのような農地では、後継者がいる場合は耕作が引き継がれ、後継者がいない場合でも地域的水稻受託者に集積したり、地域の共助団体に維持管理作業を委託することで営農環境が守られている。

一方で、林地が近かったり接道が狭隘など耕作条件が悪い農地は、機械作業が難しいなどの理由により受託者への集積が難しく、また後継者がいないこと等から耕作放棄が進んでいる。

また、水稻受託者や地域の共助団体も高齢化が進んでおり、担い手の確保が課題となっている。

⑤ 沼田地区(戸山)

地域のすべての農地が農業振興地域の農地であり、農事組合法人と個人の認定農業者が地域の担い手として営農している。地域は大きく分けて吉山地区と阿戸地区の二つに分けられる。

吉山地区では多くの農地が圃場整備されており、主に地域の担い手が圃場整備地で営農しているが、未整備の農地は担い手への集積が難しく個人による小規模な営農となっている。

阿戸地区では、圃場整備が一部地域に限られており、圃場整備地は担い手が集約して営農しているが、未整備の農地の大半が個人による小規模な営農となっている。

未整備の農地の課題としては、後継者不足や耕作放棄が問題となっている。

また、両地区に共通して担い手確保の問題があり、組合員やオペレーターの高齢化が進み、法面の草管理や水田の水管理などに支障をきたすことが増えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

① 都市近郊地域の農業

安佐南区の都市部は、品質の良い野菜の産地として知られており、今も優良な土壌と認定農業者等の高い栽培技術により、市民に新鮮な野菜を供給する役割を果たしている。

しかし近年は著しい都市化により農地が住宅に変わることで、営農環境が悪化している。

今後も長期にわたり営農が見込まれる農地については、生産緑地制度や後継者による農業経営継承を支援する制度を活用して守っていく必要がある。

また、後継者が見込まれない農地についても、地域的水稻受託者による営農や、地域の共助団体による維持管理作業を支援を行い、農地として維持することで、農地と住宅地が共存する環境を保っていく。

② 中山間地域の農業

水稻と施設野菜を主要作物としつつ、農地を担い手へ集積・集約化していく。

特に農事組合法人は地域の中心となって、農業生産、農地の維持、管理を行い、施設野菜農家は周辺の農地を状況に応じて集積し、規模拡大を行い経営をさらに発展させる。

また、担い手の経営改善支援のため、新たな作物の導入検討や農作業の効率化・省力化を図るためのスマート農業の導入を進める。さらに、農用地や農道や水路などの農業施設等の維持管理のため、日本型直接支払制度を積極的に活用する。

今後、一団の農地がまとまった場合は、地域と関係機関が連携し新たな新規就農者を受け入れを検討する。

所有者による耕作が難しくなった場合でも耕作放棄地になることを防ぐために、水稻栽培を受託できる地域を支える担い手の確保や、維持管理を受託する団体を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	287.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地の集積・集約化を進める。地域と関係機関が連携し、地区内外から新規就農者を受け入れていくために、貸付可能な農地の情報を整理、共有し、相談支援体制を更に充実させる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し手と借り手の間で、農地の貸借意向の合意が見込まれる場合は、農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域の要望を踏まえて、基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農事組合法人を含む認定農業者など地域の担い手については、県・市・農業協同組合・(公財)広島市農林水産振興センターなどが連携して生産技術指導を実施し、経営のサポートを行う。 その他販売農家についても、農事研究会による講習会などを通じて指導を行う。 自家消費や縁故米用の水稻を生産する農家の後継者の支援や、受託サービスとのマッチング、受託者の事務負担軽減の支援を通じて、耕作放棄地の発生を抑制する。 地域と関係機関が連携し、研修期間の研修修了生や定年帰農者、U・I・Jターン者の就農希望者などへの相談、定着支援体制を充実させ、多様な担い手の確保を進める。
(5)農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農事組合法人や地域の共助団体への防除作業、除草作業の委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による集落点検を行い、環境整備を行う。鳥獣被害対策技術の普及のため講習会等を通じて地域に防除リーダーを育て、捕獲の人材育成にも努める。
- ②GAPや環境保全型農業などの取組を支援する。
- ③経営にあったスマート農業技術の導入を検討する。
- ⑤果樹による新規就農者や既存農家の規模拡大を支援する
- ⑦日本型直接支払制度を利用し農地を保全する。
- ⑩地域内の担い手同士で機械や人員、施設の共同化を進めて経費削減を図る。